明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

三　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第五十二条第四項
四　地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第七条の二第三項
五　高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）第五条
六　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第十条第二項及び第四十二条第二項
七　女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）第二条第二項
八　農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律（昭和三十二年法律第百四十五号）第二条
九　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第十七条第一項
十　公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）第二十三条第一項
十一　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第二条第二項
十二　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条第六項、第十一項、第十六項、第十九項及び第三十二項
（教育公務員特例法の一部改正）

第十三条　教育公務員特例法の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第二十八条の六第一項」を「第二十八条の二第一項」に改め、同条第二項中「第二十八条の二第三項及び第二十八条の六第三項及び第二十八条の七」に改め、同条第三項を削る。

第十七条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

（へき地教育振興法の一部改正）

第十四条　へき地教育振興法の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項」を「第二十二条の四第一項若しくは第二十二条の五第一項」に改める。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第十五条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

第四十七条第一項の表第十六条第二号の項の次に次のように加える。

第二十二条の四第一項	当該任命権者の属する地方公共団体	市町村
	短時間勤務の職（当該市町村を包括する都道府県の区域内の市町村の短時間勤務の職（	

第四十七条第一項の表第二十八条の四第一項の項及び第二十八条の五第一項の項を削る。

第四十七条の二第一項中「（同法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された者（以下この項において「再任用職員」という。）を除く。）」及び「再任用職員及び」を削る。

第四十七条の三第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

第六十一条第一項中「附則第二十八条」を「附則第二十七条」に改める。

附則第二十五条を削り、附則第二十六条を附則第二十五条とし、附則第二十七条から第二十九条までを一条ずつ繰り上げる。

（地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第十六条　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改め、同条第六項中「第二十八条の五第三項」を「第二十二条の四第四項」に改める。

第十九条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部改正）

第十七条　地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

第九条中「第二十八条の五第三項」を「第二十二条の四第四項」に改める。

（地方独立行政法人法の一部改正）

第十八条　地方独立行政法人法の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項の表第二十二条の項中「の規則」の下に「。第二十二条の四第一項及び第二十二条の五第一項において同じ。」を加え、同表第二十二条の三第四項の項の次に次のように加える。

第二十二条の四第一項	地方公共団体	特定地方独立行政法人
	条例で	設立団体の条例で
	人事委員会規則	特定地方独立行政法人の規程

第五十三条第三項の表第二十六条の五第一項、第五項及び第六項（第二十六条の六第十一項において準用する場合を含む。）、第二十六条の六第一項から第三項まで、第六項、第七項各号列記以外の部分及び第八項並びに第二十七条第二項の項中「第二十六条の五第一項」を「第二十二条の四第二項、第二十六条の五第一項」に改め、同表第二十八条第三項及び第四項並びに第二十八条の二第一項及び第二項の項の次に次のように加える。

第二十八条の二第三項	他の地方公共団体	地方公共団体
第二十八条の二第四項	条例	設立団体の条例
第二十八条の五第一項	ときは、条例で定めるところにより	ときは
第二十八条の五第一項第一号及び第二号	条例	特定地方独立行政法人の規程
第二十八条の五第二項	ときは、条例で定めるところにより	ときは
第二十八条の五第三項	人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）	特定地方独立行政法人の規程
	として条例	として特定地方独立行政法人の規程
	ときは、条例で定めるところにより	ときは